

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部開発審査課

番号 10

許認可等の内容		特定開発事業の確認を受けた地位の承継承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 第21条第2項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成16年6月1日設定（平成24年3月28日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数14日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成16年6月1日設定（ 年 月 日最終変更）